

(平成24年5月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

8 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年8月から48年3月まで

私が20歳となった昭和42年頃に、母親が私の将来のために国民年金の加入手続をし、学生時代の国民年金保険料を納付してくれていたと記憶しているのに、申立期間の国民年金保険料が未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の国民年金任意加入者の記録から、A市において昭和56年7月頃に払い出されたものと推認でき、申立人が20歳に到達した42年*月*日まで遡って資格取得していることから、申立人の主張する加入時期と相違している上、当該払出時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人の母親は、申立期間の国民年金保険料を近所の郵便局で納付していたとしているが、A市において、保険料の収納方法が納付書方式となったのは昭和52年4月からであり、申立期間は印紙検認方式であることから保険料を郵便局で納付することはできない。

さらに、申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与していない上、これらを行ったとする母親は高齢のため具体的な納付状況等は確認できなかった。

このほか、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年12月から61年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和59年12月から61年4月まで

私は、国民年金の加入手続の時期はよく覚えていないが、私か主人のどちらかがA市で行い、主人の僅かな給与の中から、毎月自分で金融機関等で納付していた記憶がある。

また、私は、厚生年金保険と国民年金の切替えは、僅かな期間を除きおおむね適正に行っており、全ての期間の保険料を納付していると思っているので、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

以前、社会保険庁（当時）の記録が旧姓とされていたことから、自身の年金記録の一部が消えていたことがあり不信感があるので、名前についてもよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の記録により、昭和63年3月又は同年4月頃に払い出されたものと推認されることから、申立人はこの頃に国民年金の加入手続を行ったものと考えられるところ、申立人の所持する年金手帳に同年3月1日に国民年金の被保険者資格を取得していることが記載されていることから、申立人は厚生年金保険被保険者資格を喪失した同日をもって国民年金被保険者資格を取得したものと考えられ、申立期間は未加入期間となることから、制度上、保険料を納付することはできない。

また、戸籍の附票によれば、申立人は、昭和60年11月*日の婚姻と同時にA市の住民となり、現在も同市に居住していることから、申立人に対し、同市において別の国民年金手帳記号番号が払い出されたとは考え難い上、申立人の主張する氏名の読み方についても旧姓を含め検索を行ったが、申立人に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月及び同年3月

私は、20歳になった時、学生のためA県B市に住んでいたが、C県D市の実家の母が、私の国民年金の加入手続をD市で行い、国民年金保険料を納付してくれていた。

母は、D市又はB市から届いた納付書で、保険料が安くなるので、年払いで国民年金保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料だけが未納になっているのは納付できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿の申立人の前後の第3号被保険者の資格取得処理日により、平成5年10月頃にB市で払い出されたものと推認でき、当該手帳記号番号の払出時点において、申立期間は過年度保険料として納付することは可能である。

しかしながら、前述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号はB市で払い出されている上、申立人の母は、平成5年4月2日にC県D市からE市F区に転居していることが戸籍の附票により確認できることから、D市で加入手続を行ったとする申立人の母の供述と相違する。

また、申立人の母に聴取しても申立人に係る加入手続を行った場所及び納付書の受け取り方等についての記憶は定かでない上、申立人も、社会保険事務所（当時）からの申立期間に係る過年度保険料の納付書の送付及び過年度保険料の納付に係る記憶は無いとしており、申立期間の保険料納付に係る具体的な供述は得られない。

さらに、B市は、国民年金の納付書の送付先については、「申出があれば、

親元へ現年度保険料の納付書を送付していた。」としているものの、「当市では、現年度保険料の納付書しか発行しないため、過年度保険料については、後日、社会保険事務所から請求される旨を説明するとともに、当市で被保険者本人の住所以外の住所に現年度保険料の納付書を送る手続を行った場合でも、納付書送付先の住所は、社会保険事務所に進達しないので、直接社会保険事務所に申し出るよう伝えていた。」としており、申立人は、国民年金に係る手続及び保険料納付は全て母が行っており、手帳の受領及び納付書を見た記憶が無いとしていることを踏まえると、申立期間以後の現年度保険料の納付書は、B市に申出があったためB市から親元に送付され、申立人の母が納付していたものと推測されるが、申立期間に係る過年度保険料の納付書は、社会保険事務所からB市の申立人宅に送付されたものの、申立人の母の手元には届かなかったため、申立期間の国民年金保険料のみが未納のままになった可能性がうかがえる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年8月及び同年9月

私は、若い頃から、年金記録が途切れないように気を付けて国民年金保険料を納めてきた。20年以上前に、社会保険事務所（当時）で記録を確認した際、「ちゃんと続いている。」と回答があり安心していただけにもかかわらず、空白期間があることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿における申立人の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和56年3月頃に払い出されたと推認でき、また、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿によれば、申立人の被保険者資格取得日は同年2月28日となっている上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録により検索を行っても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金への加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の妻も、申立期間当時の国民年金への加入手続及び保険料の納付状況等についての記憶は定かでないとしており、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料の納付状況等については不明である。

さらに、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間に国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年9月から61年5月までの期間、63年12月及び平成2年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : ① 昭和60年9月から61年5月まで
② 昭和63年12月
③ 平成2年9月

私は、会社を退職した後の昭和60年9月頃に、A市役所に国民健康保険の申請を行ったところ、窓口の担当の方から、国民健康保険に加入するには、国民年金も一緒に加入しないと認められないと言われたため同時に申請を行った。その後、私は毎月のように国民年金保険料を銀行で支払ったのに、申立期間が未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年9月頃に国民年金の加入申請を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿に記載されている登録年月日及びオンライン記録による申立人の第3号被保険者資格取得の処理日がいずれも平成2年7月17日と記録されていることから、同年7月に払い出されたものと推認され、申立人は、この頃に国民年金の加入申請を行ったものと考えられることから、申立内容とは符合しない上、当該加入時点においては、申立期間①は既に時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿では、申立期間①及び②は未納の記録とされていることが確認できる上、申立期間③については、申立人は、申立人の夫と一緒に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の夫も申立期間③については未納の記録となっている。

さらに、申立人は、昭和60年8月に会社を退職した後に国民年金の加入申請を行ったと主張するのみで、その後の申立期間②の厚生年金保険から国民年

金への切替手続及び申立期間③の第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続については、全く覚えていないと供述している。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和42年4月から同年6月まで

私は、昭和42年当時、自宅に集金に来ていた町内の方に国民年金保険料を納付していた。平成19年頃、年金問題が報道されるようになり、国民年金手帳を見ると、申立期間が「納付済」と手書きで記載されているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年7月24日にA町（現在は、B市）に住所を定めているところ、B市が提出した申立人に係る国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人は同年7月28日に国民年金に任意加入していることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が提出した国民年金手帳を見ると、「昭和42年度国民年金印紙検認記録」欄の申立期間に当たる昭和42年4月から同年6月までの欄に、手書きで「納付済」と記載されていることについて、B市は、「当時のA町における事務取扱いの詳細は不明であるが、国民年金被保険者が、国民年金手帳を町役場の窓口を持参し、過年度納付した月分の保険料についての追記を依頼した場合、当該被保険者が持参した領収証又は社会保険事務所（当時）からの情報を確認した上で、町役場担当者が国民年金手帳に手書きで納付記録を追記したことも考えられる。」としているものの、そのような場合、申立人のケースでは同時に実施されるはずである当該年金手帳の資格取得日について申立期間より前の時点に変更した旨の記載は見当たらない上、申立人は、申立期間当時、国民年金保険料を町内の集金人に納付しており、金融機関等で過年度納付した記憶はないとしているとともに、自身の国民年金手帳の手書きの納付記録につ

いて、「はっきり覚えていないが、集金人か市役所の方が記載したのではないか。」としており、当時の状況については明らかではない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出管理簿の調査や氏名検索によっても、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料及び船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 1 日から 41 年 12 月 31 日まで
② 昭和 42 年 2 月 1 日から 43 年 10 月 8 日まで
③ 昭和 43 年 10 月 8 日から 45 年 7 月 1 日まで
④ 昭和 45 年 12 月 15 日から 47 年 3 月 4 日まで
⑤ 昭和 47 年 5 月 7 日から同年 10 月 6 日まで
⑥ 昭和 48 年 2 月 1 日から 49 年 7 月 21 日まで
⑦ 昭和 49 年 9 月 19 日から 51 年 1 月 22 日まで
⑧ 昭和 51 年 7 月 8 日から 55 年 11 月 1 日まで
⑨ 昭和 56 年 4 月 14 日から同年 7 月 1 日まで
⑩ 昭和 56 年 7 月 21 日から 57 年 5 月 19 日まで
⑪ 昭和 57 年 8 月 10 日から同年 10 月 18 日まで
⑫ 昭和 59 年 5 月 30 日から同年 6 月 16 日まで
⑬ 昭和 60 年 1 月 18 日から同年 8 月 21 日まで
⑭ 昭和 61 年 7 月 7 日から 62 年 3 月 31 日まで
⑮ 昭和 63 年 1 月 1 日から同年 4 月 7 日まで
⑯ 昭和 64 年 1 月 4 日から平成元年 6 月 5 日まで
⑰ 平成元年 9 月 1 日から同年 11 月 14 日まで
⑱ 平成元年 12 月 1 日から 3 年 6 月 19 日まで
⑲ 平成 3 年 8 月 9 日から同年 12 月 22 日まで
⑳ 平成 4 年 9 月 1 日から同年 12 月 2 日まで
㉑ 平成 5 年 4 月 1 日から同年 5 月 2 日まで
㉒ 平成 7 年 9 月 4 日から同年 9 月 13 日まで
㉓ 平成 14 年 5 月 1 日から同年 7 月 17 日まで

④ 平成17年2月1日から18年4月17日まで

申立期間における標準報酬月額記録は、私が、当時勤務していた各会社から支給されていた給与支給額より低くなっているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①における標準報酬月額(1万2,000円から1万8,000円)が、当時の給与支給額(1万6,000円から2万2,000円)よりも低いと申し立てている。

しかしながら、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、全てオンライン記録と一致している上、同名簿が遡及して訂正された形跡は見当たらない。

また、申立人と同日の昭和39年4月1日に申立事業所で資格取得している同僚4人の厚生年金保険被保険者資格取得時から資格喪失時までの標準報酬月額の記録は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情はみられない。

さらに、申立事業所で申立期間①当時、事務担当であった取締役等に照会したところ、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の届出について、「会社は実際の給与月額に見合う標準報酬月額で届け出ている。」と回答している。

加えて、申立事業所の代表取締役は、申立期間①当時の状況について、「11年前に会社は解散し、関係書類は3年前に廃棄処分したため、詳細は不明である。」と回答している上、申立人は、給与明細書等を所持していないことから、申立人の申立期間①における給与支給額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

- 2 申立人は、申立期間②における標準報酬月額(2万8,000円から4万5,000円)が、当時の給与支給額(5万5,000円から6万8,000円)よりも低いと申し立てている。

しかしながら、B社の船員保険被保険者名簿及び船員保険被保険者台帳を見ると、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、全てオンライン記録と一致している上、同名簿及び同台帳が遡及して訂正された形跡は見当たらない。

また、申立期間②及びその前後の期間において、申立人と同じ職務であった同僚4人の標準報酬月額の記録は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情はみられない。

さらに、申立期間②当時の状況について、申立事業所は、「平成10年の事務所移転時に資料は廃棄したものだと思われ、詳細は不明である。」と回答

している上、申立人は、給与明細書等を所持していないことから、申立人の申立期間②における給与支給額及び船員保険料の控除額を確認することができない。

- 3 申立人は、申立期間③及び④における標準報酬月額（2万8,000円から6万8,000円）が、当時の給与支給額（8万8,000円から15万円）よりも低いと申し立てている。

しかしながら、C社の船員保険被保険者名簿及び船員保険被保険者台帳を見ると、申立人の申立期間③及び④に係る標準報酬月額は、全てオンライン記録と一致している上、同名簿及び同台帳が遡及して訂正された形跡は見当たらない。

また、申立期間③及び④並びにそれらの前後の期間において、申立人と同じ職務で年齢も近い同僚6人の標準報酬月額を見ても、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情はみられない。

さらに、申立期間③及び④の当時、申立人とは別の船舶に乗っていた船長は、「当時の具体的な給与額は覚えていないが、申立人は当時船舶職ではなく、炊事を担当する職員であったことから、給与は低い方だったと思う。」と供述している。

加えて、申立事業所の代表取締役の妻は、「会社は10年前に閉鎖し、主人は病気のため話ができる状態ではない。」と回答している上、申立人は、給与明細書等を所持していないことから、申立人の申立期間③及び④における給与支給額及び船員保険料の控除額を確認することができない。

- 4 申立人は、申立期間⑤における標準報酬月額（5万2,000円）が、当時の給与支給額（17万円）よりも低いと申し立てている。

しかしながら、D社の船員保険被保険者名簿を見ると、申立人の申立期間⑤に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、同名簿が遡及して訂正された形跡は見当たらない。

また、申立事業所が提出した申立人の申立期間⑤に係る「船員保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」、「船員保険被保険者資格記録訂正通知書」及び「船員保険被保険者資格喪失確認通知書」を見ても、申立人の申立期間⑤に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立事業所の申立期間⑤当時の同僚の標準報酬月額を見ても、申立人の標準報酬月額（5万2,000円）と同額の者が複数みられるなど、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情はみられない。

加えて、申立事業所は、申立期間⑤当時の賃金台帳等の関係資料が残っていないとしている上、申立人は、給与明細書等を所持していないことから、申立人の申立期間⑤における給与支給額及び船員保険料の控除額を確認す

ることができない。

- 5 申立人は、申立期間⑥、⑦及び⑧における標準報酬月額（8万6,000円から22万円）が、当時の給与支給額（22万円から33万円）よりも低いと申し立てている。

しかしながら、E社の船員保険被保険者名簿を見ると、申立人の申立期間⑥、⑦及び⑧に係る標準報酬月額は、全てオンライン記録と一致している上、同名簿が遡及して訂正された形跡は見当たらない。

また、申立事業所の申立期間⑥、⑦及び⑧の当時の同僚の標準報酬月額を見ても、申立人の標準報酬月額とほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情はみられない。

さらに、申立事業所は、申立期間⑥、⑦及び⑧の当時の関係資料が残っていないとしている上、申立人は、給与明細書等を所持していないことから、申立人の申立期間⑥、⑦及び⑧における給与支給額及び船員保険料の控除額を確認することができない。

- 6 申立人は、申立期間⑨及び⑩における標準報酬月額（22万円及び24万円）が、当時の給与支給額（38万円）よりも低いと申し立てている。

しかしながら、F社の船員保険被保険者名簿を見ると、申立人の申立期間⑨及び⑩に係る標準報酬月額は、全てオンライン記録と一致している上、同名簿が遡及して訂正された形跡は見当たらない。

また、申立事業所の申立期間⑨及び⑩の当時の同僚の標準報酬月額を見ても、申立人の標準報酬月額とほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情はみられない。

さらに、申立事業所は、申立期間⑨及び⑩の当時の資料が残っていないとしている上、申立人は、給与明細書等を所持していないことから、申立人の申立期間⑨及び⑩における給与支給額及び船員保険料の控除額を確認することができない。

- 7 申立人は、申立期間⑪及び⑫における標準報酬月額（22万円）が、当時の給与支給額（38万円）よりも低いと申し立てている。

しかしながら、G社の船員保険被保険者名簿を見ると、申立期間⑪及び⑫に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、同名簿が遡及して訂正された形跡は見当たらない。

また、申立事業所が提出した申立人の申立期間⑪及び⑫に係る「船員保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」を見ても、標準報酬月額はオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立事業所の申立期間⑪及び⑫の当時の同僚の標準報酬月額を見ても、申立人の標準報酬月額とほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情はみられない。

加えて、申立事業所は、「申立期間⑪及び⑫の当時の賃金台帳等が残っ

ていないため、給与支給額及び保険料控除額についての詳細は不明である。」と回答しているが、申立期間⑪に被保険者記録がある同僚は、「標準報酬月額記録と支給されていた給与額は合っていると思う。」とし、申立期間⑫に被保険者記録がある同僚は、「会社では、船員保険に加入させる際、実際の給与月額に見合う額を届けていたと思う。」としている。

- 8 申立人は、申立期間⑬、⑭、⑯及び⑰に係る標準報酬月額（28万円から36万円）が、当時の給与支給額（39万円から41万円）よりも低いと申し立てている。

しかしながら、H社の船員保険被保険者名簿を見ると、申立人の申立期間⑬、⑭、⑯及び⑰に係る標準報酬月額は、全てオンライン記録と一致している上、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は見当たらない。

また、申立事業所の申立期間⑬、⑯及び⑰の当時の同僚の標準報酬月額を見ても、申立人の標準報酬月額とほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情はみられない。

さらに、申立事業所は既に閉鎖されており、申立期間⑬、⑭、⑯及び⑰の当時の事業主に照会文書を送付したが回答は得られない上、申立人は、給与明細書等を所持していないことから、申立人の申立期間⑬、⑭、⑯及び⑰における給与支給額及び船員保険料の控除額を確認することができない。

加えて、申立期間⑬に被保険者記録がある同僚二人は、「標準報酬月額は正しく記録されている。」とし、そのうちの一人は、「申立事業所は、実際の給与額を届けていたと思う。」と供述しているほか、申立期間⑯及び⑰に被保険者記録がある同僚が提出した申立事業所の給与明細書（平成元年9月分から同年12月分まで、3年1月分から同年3月分まで、同年5月分及び同年6月分並びに同年8月分から同年10月分まで）によると、これらの給与明細書に記載されている保険料控除額は、社会保険事務所（当時）に届け出ている標準報酬月額に基づいて算出されていることが確認できる。

- 9 申立人は、申立期間⑱における標準報酬月額（30万円）が、当時の給与支給額（40万5,000円）よりも低いと申し立てている。

しかしながら、I社の船員保険被保険者名簿を見ると、申立人の申立期間⑱に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、同名簿が遡及して訂正された形跡は見当たらない。

また、申立事業所の申立期間⑱当時の同僚の標準報酬月額を見ても、申立人の標準報酬月額とほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情はみられない。

さらに、申立事業所は、申立期間⑱当時の資料が残っていないと回答している上、申立人は、給与明細書等を所持していないことから、申立人の申立期間⑱における給与支給額及び船員保険料の控除額を確認することができない。

10 申立人は、申立期間⑰における標準報酬月額（26 万円）が、当時の給与支給額（39 万円）よりも低いと申し立てている。

しかしながら、J社の申立期間⑰当時の同僚の標準報酬月額を見ると、申立人の標準報酬月額とほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情はみられない。

また、オンライン記録を見ても、申立人の申立期間⑰における標準報酬月額が遡及して訂正されているなどの不自然な処理が行われた形跡はみられない。

さらに、申立事業所は、申立期間⑰当時の資料が残っていないと回答している上、申立人は、給与明細書等を所持していないことから、申立人の申立期間⑰における給与支給額及び船員保険料の控除額を確認することができない。

11 申立人は、申立期間⑱における標準報酬月額（34 万円）が、当時の給与支給額（41 万円）よりも低いと申し立てている。

しかしながら、申立人が提出した船員手帳により、申立人は、申立期間⑱当時、K職としてL社が所有するM丸に乗船していたことが確認できるが、同時期に同社所有の船舶に乗り勤務していたことが確認できる6人の同僚に係る申立期間⑱当時の標準報酬月額と比較しても申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情はみられない。

また、オンライン記録を見ても、申立人の申立期間⑱に係る標準報酬月額が遡及して訂正されているなどの不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

さらに、申立事業所で申立期間⑱当時の社会保険を含む経理事務を担当していた同僚は、「当時、社長から個人ごとの給与額が経理担当の自分に示され、自分がその給与額に見合う保険料を控除して納付していたので、国の記録が誤っているとは考え難い。」と供述している。

加えて、申立事業所は、既に解散している上、申立期間⑱当時の役員は全員死亡しており、解散時の役員も、「会社の書類を引き継いでいないので、申立期間⑱当時のことを聞かれても分からない。」と供述しているほか、申立人は、給与明細書等を所持していないことから、申立人の申立期間⑱における給与支給額及び船員保険料の控除額を確認することができない。

12 申立人は、申立期間⑳における標準報酬月額（38 万円）が、当時の給与支給額（41 万円）よりも低いと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録により、申立期間⑳当時の同僚の標準報酬月額について調査したところ、船舶所有者は、平成2年3月に厚生年金保険の適用船舶所有者となったが、同人が平成4年より前に雇用した船員の標準報酬月額は、職種・年齢に関係なく一律36万円となっているとともに、申立期間⑳当時の船長は、「平成4年以降、雇用時の給与が高額となってい

るのは、船員確保のため、給与を上げた頃と記憶しており、同年以降の給与に差がみられるのは、職務階級の差により雇用時の給与に差を設けたためだと思う。」と供述していることから、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情はみられない。

また、オンライン記録を見ても、申立人の申立期間⑩に係る標準報酬月額が遡及して訂正されているなどの不自然な処理が行われた形跡はみられない。

さらに、承継事業所の代表取締役は、「申立期間⑩当時の関係書類は無く、当時の状況は不明である。」としている上、申立人は給与明細書等を所持していないことから、申立人の申立期間⑩の給与支給額及び船員保険料の控除額を確認することができない。

- 13 申立人は、申立期間⑪における標準報酬月額（38 万円）が、当時の給与支給額（41 万 5,000 円）よりも低いと申し立てている。

しかしながら、申立人が提出した船員手帳により、申立人は申立期間⑪当時、K職としてN社が所有する船舶に乗っていたことが確認できるところ、申立期間⑪当時における申立人と同様の職種の同僚 3 人の標準報酬月額は、申立人と同額の 38 万円であり、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情はみられない。

また、オンライン記録を見ても、申立人の申立期間⑪に係る標準報酬月額が遡及して訂正されているなどの不自然な処理が行われた形跡はみられない。

さらに、申立事業所は既に解散しており、申立期間⑪当時の代表取締役も死亡している上、申立期間⑪当時の役員二人は、「申立期間⑪についての関係書類は残っていない。」と回答しているなど、申立人の申立期間⑪における給与支給額及び船員保険料の控除額を確認することができない。

- 14 申立人は、申立期間⑫における標準報酬月額（32 万円）が、当時の給与支給額（41 万 5,000 円）よりも低いと申し立てている。

しかしながら、O社が提出した申立人の申立期間⑫に係る「船員保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」を見ると、標準報酬月額はオンライン記録と一致していることが確認できる上、オンライン記録において申立人の申立期間⑫に係る標準報酬月額が遡及して訂正されているなどの不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

また、申立事業所における申立期間⑫当時の同僚等の標準報酬月額を見ても、申立人の標準報酬月額と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情はみられない。

さらに、申立事業所は、申立期間⑫当時の賃金台帳等の資料が残っていないと回答している上、申立人は、給与明細書等を所持していないことから、申立人の申立期間⑫における給与支給額及び船員保険料の控除額を確認す

ることができない。

- 15 申立人は、申立期間③及び④の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険料給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれの基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録を上回る場合である。

したがって、P社が提出した申立人の申立期間③及び④に係る給与明細書により、申立期間③については、事業主が控除していたと認められる保険料額に見合う標準報酬月額（30万円）はオンライン記録による標準報酬月額と一致していること、及び申立期間④については、報酬月額に見合う標準報酬月額（31万円から47万円）はオンライン記録による標準報酬月額（15万円）より高額であるものの、事業主が控除していたと認められる保険料額に見合う標準報酬月額（15万円）はオンライン記録による標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 16 このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料及び船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料及び船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 49 年 5 月 11 日から同年 6 月 12 日まで

私がA社からB社に異動した昭和44年10月は、1か月も休まず継続して勤務していた。また、B社を退職した後も、すぐに、義父が経営するC社に勤務したにもかかわらず、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社が提出した申立人に係る労働者名簿及び同社の回答から、申立人は、申立期間①当時、B社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社は、昭和44年11月1日に初めて厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は適用事業所ではなかったことが確認できる上、A社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人は、同年10月31日に被保険者資格を喪失した記録となっており、B社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人は、同年11月1日に被保険者資格を取得している記録となっていることがそれぞれ確認でき、これはオンライン記録と一致している。

また、A社及びB社は、申立期間①当時の資料が残っていないため厚生年金保険料控除の状況等は不明であると回答している上、申立人も給与明細書等を所持していない。しかし、B社の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、被保険者資格取得日が申立人と同日の昭和44年11月1日であり、かつ、A社における被保険者資格の喪失日が同年10月31日である者が28人（申立人を含む。）確認できることから、申立人の届出のみが誤りであつ

たとは考え難い上、これらの同僚の一人が所持する給与支給明細書を見ると、44年9月分から同年12月分までの各月において1か月分の保険料控除が確認できるところ、A社及びB社の回答により、両社は共に、給与締め日が毎月15日、給与支払日が毎月25日であったものの、保険料控除月は、A社が翌月控除であるが、B社は当月控除であったと回答していることから、申立期間①に係る同年10月の保険料が給与から控除されていないことが推認できる。

- 2 申立人は、申立期間②について、C社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと申し立てている。

しかしながら、B社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人は、昭和49年5月11日に被保険者資格を喪失した記録となっているとともに、C社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、同年6月12日に被保険者資格を取得している記録となっていることが確認でき、これはオンライン記録と一致している上、申立人に係る雇用保険の加入記録を見ると、B社は同年5月10日までの加入記録であるが、C社は同年6月12日から同年7月31日までの加入記録となっており、申立期間②に係る加入記録は無い。

また、申立期間②当時、C社に勤務していた同僚に照会したところ、回答のあった二人は、申立人の同社における勤務期間については覚えていないと供述している上、同社は、既に解散し、事業主及び役員は全員死亡していることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び保険料控除の状況等を確認することができない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。